

◇鳥取県債権回収計画等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

県の債権の回収を計画的に行うことにより、その管理の適正化を図るため、県の債権の回収に関する目標を定めた計画（以下「債権回収計画」という。）の策定等について定める。

2 条例の概要

- (1) 県は、毎年度、債権回収計画を策定しなければならない。
- (2) 知事は、少なくとも年1回、当該年度の債権回収計画、前年度の債権回収計画の達成状況等を議会に報告し、公表しなければならない。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例の設定について

1 条例の設定理由

議員としての責務及び遵守すべき行為規範を明らかにすることにより、議員一人一人が一層高い倫理観をもって行動し、政治倫理の確立を通して県民に信頼される議会を目指すため、政治倫理に関する条例を制定するものである。

2 条例の概要

(1) 目的	鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範を定めること等により、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、県民の厳粛な負託に応え、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。
(2) 責務	議員は、議会が果たす役割と権限の大きさを認識し、法令を遵守することはもとより、公正な職務と高い倫理的義務が課されていることを自覚して、自らの行動を厳しく律しなければならない。
(3) 行為規範	ア 議員は、次の行為規範を遵守して行動しなければならない。 (ア) 品位を著しく損なう行為により議会の信頼を失墜させないこと。 (イ) その地位による影響力を不当に及ぼしてはならないこと。 (ウ) 自らが役員をしている法人等への法令遵守を徹底させること。 (エ) 県等の役職員の職務執行への不当介入をしないこと。 (オ) パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントをしないこと。 (カ) 公正を疑われる金品等の授受をしないこと。 (キ) 公正を疑われる公金支出の請求をしないこと。 (ク) 道義的批判を受ける寄附を受け、又は資金管理団体等に受けさせないこと。 イ 議員及び元議員は、行為規範に関し県民の批判を受けたときは、事実を説明し、その責任を進んで明確にする義務を負う。
(4) 兼業の自粛	議員は、県から財政的援助を受ける法人等の役員に就任することを自粛するよう努める。
(5) 審査の請求	ア 議員は、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の連署により、議長に行為規範に反する疑いがあると認められる議員に関する審査を請求することができる。 イ 議長は、アの請求（以下「審査請求」という。）があったときは、被審査議員にその旨を通知する。
(6) 審査会の設置等	ア 議長は、審査請求があったときは、委員10人以内をもって組織する鳥取県議会政治倫理審査会を設置する。 イ 委員は、議員及び弁護士その他の学識経験者のうちから議長が任命する。

	<p>ウ 審査会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>エ 審査会は、審査請求の対象とされた行為が行為規範に明らかに反しないと認めるときは、直ちに審査を終了する。</p> <p>オ 議員等に対し、出席等を求めることができる。</p>
(7) 必要な措置の要求	<p>審査会は、審査請求の対象とされた行為が行為規範に反すると認めるときは、特別多数による賛成により、次に掲げる措置のいずれかを講ずるよう議長に求めることができる。</p> <p>(ア) 議員全員協議会における戒告</p> <p>(イ) 議員全員協議会における陳謝</p> <p>(ウ) 議会の役職員の辞任勧告</p> <p>(エ) 代表者会議等の出席停止</p> <p>(オ) 一定期間の出席自粛</p> <p>(カ) 議員辞職勧告</p> <p>(キ) その他必要と認める措置</p>
(8) 審査の結果の通知等	<p>ア 議長は、審査請求をした議員及び被審査議員に審査の結果を通知し、公表する。</p> <p>イ 議長は、審査会が必要と認めた措置を講ずることができ、措置を講じたときは公表しなければならない。</p>
(9) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

組織改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 総務教育常任委員会の所管から行政監察監を削る。
- (2) 企画県土警察常任委員会の名称を改め、所管する企画部を地域振興部に改める。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。